新旧対照表

該当頁	変更後	変更前
P.2	本計画は、「我孫子市第三次総合計画」の終了に合わせて計画期間を平成 31 年度から令和 4 年度までとする。そのため、計画年度が第一期にあたる観光振興計画は、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間となっているが、第二期観光振興計画は、平成 31 年度から令和 4 年度までの 4 年間とする。	本計画は、「我孫子市第三次総合計画」の終了に合わせて計画期間を平成 31 年度から平成 33 年度までとする。そのため、計画年度が第一期にあたる観光振興計画は、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間となっているが、第二期観光振興計画は、平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間とする。
P.5	本計画は、「我孫子市第三次総合計画」の終了に合わせて計画期間を平成 31 年度から令和 4 年度までとしている。そのため、計画年度が第一期にあたる観光振興計画は、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間となっているが、第二期観光振興計画は、平成 31 年度から令和 4 年度までの 4 年間となっている。また、計画期間が短いことや、次期総合計画が令和 4 年度から実行されることから、今期の計画では、基本理念や将来像などの大枠は、第一期計画を踏襲するものとする。	本計画は、「我孫子市第三次総合計画」の終了に合わせて計画期間を平成 31 年度から平成 33 年度までとしている。そのため、計画年度が第一期にあたる観光振興計画は、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間となっているが、第二期観光振興計画は、平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間となっている。また、計画期間が短いことや、次期総合計画が平成 34 年度から実行されることから、今期の計画では、基本理念や将来像などの大枠は、第一期計画を踏襲するものとする。
P.14	483,700 人 （令和 4 年度）	483,700 人 （平成 33 年度）
P.14	243,000 人 （令和 4 年度）	243,000 人 （平成 33 年度）
P.14	28 品 （令和 4 年度）	28 品 （平成 33 年度）
P.14	9 件 （令和 4 年度）	9 件 （平成 33 年度）

<table>
<tr><td>P.14</td><td>41,975 人
（令和４年度）</td><td>41,975 人
（平成 33 年度）</td></tr>
<tr><td>P.15</td><td>観光振興の基本理念・基本方針の下、観光振興施策の展開により実現を目指す、計画目標年度の令和４年度における本市のあるべき姿を以下のように定める。</td><td>観光振興の基本理念・基本方針の下、観光振興施策の展開により実現を目指す、計画目標年度の平成 33 年度における本市のあるべき姿を以下のように定める。</td></tr>
<tr><td>P.17</td><td><table><tr><td colspan="4">取組期間（年度）</td></tr><tr><td>H
31</td><td>R
2</td><td>R
3</td><td>R
4</td></tr></table></td><td><table><tr><td colspan="3">取組期間（年度）</td></tr><tr><td>H
31</td><td>H
32</td><td>H
33</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P.18 ～
P.30(46か所)</td><td><table><tr><td colspan="4">■取組期間（年度）</td></tr><tr><td>H31</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td><table><tr><td colspan="3">■取組期間（年度）</td></tr><tr><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P.33</td><td>（委員長及び副委員長）
第５条　略
２　略
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</td><td>（委員長及び副委員長）
第５条　略
２　略
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</td></tr>
<tr><td>P.34</td><td>（補則）
第９条　略</td><td>（委任）
第９条　略</td></tr>
<tr><td>P.34</td><td>附　則
１　略
（委員の任期の特例）

２　略
３　令和４年３月 31 日に第４条第１項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、令和５年３月 31 日までとする。</td><td>附　則
１　略
（最初に委嘱され、又は任命される委員の任期の特例）
２　略</td></tr>
</table>